

令和7年11月10日開催

第 15 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第15回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日(火) 午前10時00分

2. 開催場所 静内 ピュアプラザ2階

3. 出席委員	1番	中村 トク	出
	2番	山野 美幸	出
	3番	西村 和夫	出
	4番	佐竹 学	出
	5番	前田 宗将	欠
	6番	三木田 照明	出
	7番	佐々木 知彦	出
	8番	安田 悦郎	出
	9番	土居 正広	出
	10番	金森 靖一	欠

4. 出席事務局職員

事務局 長	渡 辺 英 樹
事務局 長 補 佐	神 谷 貴 史

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

議案第3号 現況証明下附願いに対する発給にいて

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長代理</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それではこれより、令和7年11月10日招集、第15回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>本日は、金森会長が欠席されておりますので、土居職務代理者に議事進行をお願いします。土居職務代理、よろしくお願いたします。</p> <p>挨拶</p> <p>まず、議事録署名委員について議長から指名させていただきます。</p> <p>それでは、議事録署名委員は、6番三木田委員、8番安田委員にお願いいたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>担当委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題とします。</p> <p>順位1番及び3番について、事務局説明して下さい。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。申請件数は6件です。</p> <p>【議案第1号順位1番から3番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は農地の保安全管理のため、離農者から所有する農地買受け、営農するため、申請がありました。</p> <p>順位2番は親の農地を受贈し、営農したいため、申請がありました。</p> <p>順位3番は親の農地を使用貸借し、営農したいため、申請がありました。</p> <p>順位4番は近隣農業者より農地を受贈し、営農したいため、申請がありました。</p> <p>順位5及び6は親族所有の農地を受贈し、営農したいため、申請がありました。</p> <p>なお、順位1番から6番については、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項各号の不許可項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第1号順位1番から3番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号順位6番については、許可相当と決定します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>各担当委員</p>	<p>次に、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等推進計画(案)の承認についてを、議題とします。</p> <p>順位1番及び順位10番について、事務局説明して下さい。</p> <p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農用地利用集積等促進計画(案)は32件です。</p> <p>【議案第2号順位1番及び順位32番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番及び順位4番は、所有権移転の案件となります。</p> <p>取得理由は、営農規模拡大のため、近隣農地を取得するものでございます。</p> <p>順位5番及び順位32番は、利用権設定の案件となります。</p> <p>賃貸等の理由は、利用効率向上のため、離農する農家より賃貸等するものでございまして、全件契約の更新です。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。</p>

議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号順位1番から順位32番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号順位1番から順位32番については、許可相当と決定します。
議長	次に議案第3号、現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。 議案第3号順位1番から4番について、事務局説明してください。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。申請件数は4件です。 【議案第3号順位1番から4番を議案書をもとに説明】 順位1番については、すでに宅地の一部として利用されている農地であり、ここを地目整理するものです。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。 順位2番については、すでに農業用施設が建っている農地のため、地目整理するものです。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、現況農業施設が建っていることから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。 順位3番については、周囲が宅地に連坦された農地であり、ここを地目整理するものです。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。 順位4番については、すでに住宅敷地となっている都市計画区域内の農地であり、ここを地目整理するものです。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、すでに住宅が建っていることもあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。 以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号順位1番から4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号順位1番から4番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし) (終了時刻 午前11時45分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和7年11月10日(議事録調製日 令和7年11月21日)

新ひだか町農業委員会会長
職務代理者

印

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印